

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 五〇
- 道路の区域を変更する件三件 五〇
- 道路の供用を開始する件三件 五〇
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五二
- 公 告
- 落札者を決定した件 五三
- 一般競争入札を行う件二件 五三

## 告 示

### 福島県告示第七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地画整理事業地内（街区番号二符号一、二、三、四 街区番号一符号一―一、一―二）
- 二 変更した事項

### 1 大規模小売店舗の名称

- （変更前）（仮称）イオンモールいわき小名浜
- （変更後）イオンモールいわき小名浜
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）イオンリテール株式会社  
代表取締役 岡崎 双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

### 三 変更した年月日

- 1 大規模小売店舗の名称 平成三十年六月十五日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成三十年六月十五日

### 四 届出年月日

- 平成三十年九月二十七日
- 届出をした者

イオンモール株式会社  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第七百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十月十二日から同年十一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地
  - 二 法第八條第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要  
意見なし。
  - 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- （商業まちづくり課）

### 福島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道いわ き石川線	石川郡古殿町大字鎌田 字若神子一〇番一地先 から 同 郡同 町大字仙石 字木戸脇八四番一地先 まで	変更前	一三・〇〇 三五・八	七四八・五
		変更後	一三・〇〇 一三三・三	七四八・五

(道路計画課)

福島県告示第七百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浅川 古殿線	石川郡古殿町大字仙石 字叶神六二番二地先か ら 同 郡同 町大字仙石 字叶神八七番二地先ま で 石川郡古殿町大字仙石 字叶神六二番二地先か ら	変更前	九・〇〇 二二三・五	二二三・〇
		変更後	九・〇〇 一五・〇	二二七・〇

同 郡同 町大字仙石 字叶神六六番三地先ま で			
-------------------------------	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第七百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七	変更前	A 五・八〇 五四・一	二二、一九六・二
		変更後	B 五・八〇 一五八・八 C 一二・七〇 三六・五	九、六九八・〇 四七一・四

九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで	B 五・八 一五八・八	C 一三・八 三六・五	D 一一・〇 一三二・五	九、六九八・〇 四七一・四 四、八七三・八
---	-------------------	-------------------	--------------------	-----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第七百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	石川郡古殿町大字鎌田字若神子一 〇番一地从先から 同 郡同 町大字仙石字木戸脇八 四番一地从先まで	平成三〇年一〇月二二 日

福島県告示第七百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浅川古殿線	石川郡古殿町大字仙石字叶神六二 番二地从先から 同 郡同 町大字仙石字叶神六六 番二地从先まで	平成三〇年一〇月二二 日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町滝原字龍沢一七 一七番一地从先から 同 郡同 町滝原字龍沢一七 一七番一地从先まで	平成三〇年一〇月二二 日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年十月二日次のとおり指定した。

平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

## 公 告

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称 及び所在地
富岡地区交通安全協会 長 松本 重 義	双葉郡富岡町中央 二丁目一九番地	平成三〇年十月二日から 平成三五年九月三〇日まで	富岡地区交通安全協 会 双葉郡富岡町中央二 丁目一九番地（双葉 警察署内） （出納総務課）

## 公告第223号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける航空レーザ計測及び森林資源解析業務（委託業務番号第18-36055-0005号）の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
航空レーザ計測及び森林資源解析業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 5 落札金額  
409,212,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月13日

（農林総務課）

## 公告第224号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道118号・（仮称）下郷大橋上部工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財

務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の名称及び数量 国道118号・（仮称）下郷大橋上部工事 一式
- (2) 工事番号 第18-41360-0164号
- (3) 路線名 国道118号
- (4) 工事箇所 福島県南会津郡下郷町大字小沼崎地内 （仮称）下郷大橋
- (5) 工事概要 橋梁上部工 L=342.5m、W=7.0(9.5)m  
RC固定アーチ橋
- (6) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成34年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

カ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事（プレストレストコンクリート構造物工事）の総合評定値が1,000点以上であること。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、支間長が100m以上のアーチ橋の新設工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上の場合のものに限る。）として同一橋梁で施工した実績を有する者であること。

ケ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、支間長が100m以上のアーチ橋の新設工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一橋梁で有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

- (2) 構成員は、2者又は3者であること。

- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからケまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年11月5日(月)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1  
福島県南会津地方振興局出納室  
電話0241-62-5352
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、平成30年10月12日(金)から同年12月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前9時から午後5時まで。  
なお、福島県南会津地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
  - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年12月14日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日時 平成30年12月19日(水)午前10時
  - (2) 場所 福島県南会津合同庁舎2階会議室(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
  - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年12月18日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
  - (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
  - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定方法
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値 = 技術評価点 ÷ 評価値算出価格 × 10,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

## 12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Shimogou bridge(tentative name) on the Route 118 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m., 19 December 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 18 December 2018

(4) Contact point for the notice : Treasury Office, Minamiaizu Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 4277-1 Negoya, Tajima, Minamiaizu-machi, Minamiaizu-gun, Fukushima 967-0004 Japan TEL0241-62-5352  
(南会津地方振興局出納室)

## 公告第225号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 汎用加工機 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成31年7月31日（水）

(4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

- あり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年11月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年11月2日（金）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成30年10月12日（金）から同年11月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年10月22日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年10月22日（月）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年11月27日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（月）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : General purpose processing machinery lunit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 27 November 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 November 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)